第6回WS 条例に位置付けすべき項目の整理

ギャップの解消のための取り組み(第6回WS)	条例に位置付けすべき項目
・重要案件については、住民の意思を反映させる仕組みをつくる ・議会のリアルタイムネット放映 ・直接民主制の仕組み	市民の権利 情報公開 行政情報を知る権利 議会の役割と責務 説明責任 住民投票 財政運営の基本事項
・予算編成に市民の意見を反映させる仕組み が必要 ・議会議事のリアルタイムな公開	情報公開 会議公開の原則 情報共有の原則 市民参加の権利と責務 行政情報を知る権利 参加・協働の推進
・指定管理者制度の導入を更に進める…3年ごとの見直しが改革・改善のチャンス・公民館などは全額受益者負担の仕組みが必要 そのことにより税金を安くし、若い人が住みたいまちにする・まちを活性化するために住民がどのように参加していくかを考える必要がある	参加・協働の推進市民参加の権利と責務
自治会の活性化は各班の活性化により実現される。それが安心のまちづくりに繋がる	コミュニティの意義と支援 参加・協働の推進 市民参加の権利と責務
まちづくりは市民が主体となって検討樹立する 住民参加の義務化 ボランティス団体の育成	市民主体のまちづくり 住民参加の義務化 公益的活動の推進
市民に都市計画の権限を委譲する	市民の権利・責務 市民主体のまちづくり
ごみ対策は市民の責任	市民の責務
市民パトロール	参加・協働の推進 市民参加の権利と責務
税金を滞納させない	市長の責務 市民の責務
若い人の雇用の確保(企業誘致) 働き場所の提供	市の責務 事業者の責務

第7回住民自治条例策定市民ワークショップ 条例に位置付けすべき項目の検討のまとめ

	ギャップの解消のための取り組み(第7回WS)	条例に位置付けすべき項目
第1班	住民の参加を促す 参加条例 ・市民にわかりやすい市の計画 ・計画の策定の仕方に問題がある ・市民に聴いたフリをするだけの 市民参画 ・計画策定段階からの市民の参加 ・数値目標のある計画 ・数値目標のある計画 ・実績を加も重点項目を決めて参画させる ・自治会における説明会の実施など ・もっと市民の義務など ・もっと市民の義務など ・自治体(行政)と個人の義務を明確にする ・市民全員が自治会に加入するような仕組み ・自治会は協働の 拠り所	参加の権利・責務 参加条例の必要性 計画策定の手続 予算編成過程への住民の参加 説明責任 総合計画等の策定における参加・協働 情報公開 参画の義務 住民自治組織への参加 コミュニティの意義
第2班	・理想のまちはやはり「緑に囲まれた健康な文化都市」である ・現実は取り組むべき課題が山積している ・主に取り組むべきことは以下の3点 ・住民の自治の意識を高める ・住民の受益と負担の原則・行政の情報公開 ・協働の具体的な実現 その他 ・緑を残す具体策 ・地元の文化を知らない市民	市民憲章との整合性 情報公開 市民の権利・責務 協働の推進 環境保全の推進 歴史文化の継承 文化財の保全

振り返りシートに記載された事項の整理

若年層の参加が少ない 幅広い年齢層の参加が必要 協働のまちづくりのための市民と行政との責 任分担 住民自治条例を行政がまとめようとしている 財政的な裏づけを考慮しない計画作りは無意 味 実現の可能性を考慮した計画の順位付けをし ていくべき	参加促進条例の必要性「プラーヌンクスツェレ」計画細胞市民主体のまちづくり情報公開財政運営の基本的事項説明責任行政評価まちづくりの基本理念情報の共有
市の総合振興計画との整合性をどうするのか 行政・自治会組織などの活動状況が判ってい ない人が多い オンリーワンのまちづくりを進めていくこと 徹底した情報公開の推進 皆似た様な問題意識を共有しているものだと 気づいた 顔見知りの仲間が出来て来たのは楽しいこと	対話の場の設置

第8回ワークショップ問題解決シートの集計

理想の北本市	現実の北本市	ギャップの解消のための取り組み	条例に位置付けすべき項目
る北本	少し足を運べば楽しめる児童公園(荒川の活用)が有ったら、そしていつまでも「ふるさと」として愛着が持てる北本市であって欲しい 「ふるさと」北本には少し遠い	<市民> 1 協働の気持ちと行動 2 北本市を見て知り、そして話し合い、自分達で出来る計画を立て実行する力 WS 話し合い 計画づくり 自らが実行 3 ボランティア 気持ちだけではなく身に付いた行動 4 住民自治のレベル(力)を付ける <行政> 1 情報提供とアドバイス 2 市民の行政参加 3 技術力アップのためマニュアル作成から援助まで 4 自治会への加入 改革まで	(市民) ・市の行政から市民生活等までもっと知り、参加することがは本住民参加規程」・自分達ですばらしい北本市を作っていくために市民のではのではなる。 「自分達ではせるのではなって行く「コーディ規程」を行政と対象と開います。 「前明責任職員の能力向上
緑にかこまれた健康 な文化都市	北本市民としてのアイデンティ ティが不充足	<市民>市民としての義務と権利を明確にする(それが今条例の目的) <行政> 地方分権型行政の実現(自立した北本市とするにはどうすればよいのかの企画) 市民に協力を求めることも重要だが市長としてどのような理念で取り組む考えなのかを表明してこそ、市民としての対話が始まり本条例のスタートラインについていくことになると考える。	<市民>市民の参加、協働の意識を高めることが基本にある < 行政> 情報公開(特に財政見直し、振興策についての取り組み) 市民の意向を反映する制度を
福祉充実のまち	社会福祉協議会の活動範囲がイマイチ分かりづらい	<市民> 社協の寄附金集金についてまた、社協についての勉強等 もっと市民との対話が必要 <行政> 施設の増設等民間を有効に活用した施策が出来ないか	<市民> 自治会加入はもちろんのこと 市民の知る権利、果たす義務 例えばゴミの分別、犬のフン の処理 <行政> 情報公開 市民参画の推進
財政豊かなまち	市民の納税意識の高揚	<市民>権利ばかり主張しないで義務も果たす 住民意識を持たせるため、自治会加入義務 <行政> 負担義務の公平化を図るための納税促進の政策(滞納者の 徹底的調査) 税金の使途をつぶさに公表し、住民としての恩恵を知らし めす	<市民> 教育・勤労・納税の3大義務 コミュニティへの参画 <行政> 転入者への自治会加入条件 3大義務への支援策
住民がつくるまち		<市民> 1 市の財政や施策について理解を深めること 2 上記についての検討会等に進んで参画し、意見を述べる力をつけること 3 各種の情報を分析する能力を高めること(参画力) <行政> 1 行政情報を市民に判り易く説明する能力を行政自身が高めること 2 施策の目的を具体的に説明することと現状を計数的に説明すること(上記を行えばことさら支援は要らない)	と(個人或いはグループで) 2 必要な情報の公開を求めること <行政のテーマを論理的に計数的市民に説明すること 2 要求のあった情報を可な限り公開すること 3 公開する情報を誰が公開しなければならとと で定めておくこと
		<市民> 公開された情報の理解を高める <行政> 他の市の行政の検討比較とその公開(将来も) 公開された情報の常設展示場を設けるなど工夫をする	<市民> 都市計画への市民参画 <行政> 数量明示のともなった情報公 開
合いながら住みよい	行政が行っていることの多くが 住民に理解されていないことに より行政と住民との間に一体感 が不足していること	<市民> 住みよいまちを築くためには、行政に頼るだけでなく、住民の力も必要である。こうした視点から特に自治会の活動等には全ての住民の協力が大切であることを住民一人ひとりが自覚していただくための環境づくりが大切である。 <行政> 市民参画の環境整備を整えること 具体的には行政からの人的・物的(財政・場所等)支援を条例、要綱等を持って整備すること	<市民> 自治会活動への参加義務 行政施策に対する意見等の反

第8回ワークショップ問題解決シートの集計

理想の北本市	現実の北本市	ギャップの解消のための取り組み	条例に位置付けすべき項目
緑に囲まれたまち	緑がまだ残されている	<市民> 北本市は武蔵野の自然を残す雑木林が残されていますが、 昭和35年頃から昭和の終わりまでに60%ぐらい減少し ているように話しを聞きました。個人的に開発とか相続税 とかあるでしょうが、税制面から対策が必要と考えます。 <行政> 地主が残したいと考えている場合、農地の猶予制度のよう な方法を取る	には植樹することを義務付ける る <行政> 病害虫の防除方法、管理の方
コミュニティ活動の 盛んなまち	コミュニティ活動が盛んであり 理想的に組織されている	ティの事業を通じ大人も子供も良い社会環境をつくる。生涯学習を絡めた活動。 大きな災害があるとコミュニティの大切さが叫ばれる <行政> 第四次総合振興計画で協働が重要な位置づけ	<行政> 市政の情報を協力しやすいよ うに出す 活動を支援する
		<市民> 人との協調・調和 数字を読む 市の予算を理解する <行政> 市民の要望を正しく理解する 予算配分の仕組み	<市民> 行政情報を知る権利 決められたことは守る <行政> 行政情報の公開
緑にかこまれた健康な文化都市	緑は年々減っていく。市の健康 のバロメーター = 財政は重症 合併問題は取り残され市の行方 は不明確	<市民>・市民意識の向上 住民、行政が一体となって住みよい北本をつくりあげる・市民参画 権利を主張するだけでなく当然のこととして義務を全うする <行政>・コミュニティへの参画・行政の動きに市民一人一人の関わりを持たせる(協働の呼びかけ)	・参画、協働
1.4. /	市民の参加意識が足りない。行 政の広報や企画不足	<市民> 行政に参加できる 住民の提案によるまちづくり 自分のまちは自分自身で考える <行政> 市民が提案しやすい行政 行政はサポート役に徹する	<市民>市民参加型の行政で自らが進んで参加する参加はできる人ができる時間にできることをやる<行政> 行政は市民の提案をサポートする
安心安全北本の実現	法体系の整備を意識改革	(市民> ・住民自治を実現していく上で、住民意思の施策への反映や民間活動との連携・協力を図ること ・市政への参加について、市民の役割と責任を明確にして、理念と基本ルールを定めて、市民が共有できる力をつけたい。 <行政> ・市広報や情報公開の充実と住民参加を積極的に支援するよう体制の整備を考えてもらいたい。 ・形式的な理念条例に終わらせないために、市民と行政職員の意識改革を進める環境を整えるようお願いしたい。	と市民は、新しい公共原則に 基づき、共に力をあわせて公 共領域を担うようにする。 ・市政の全般にわたる指針と して条例を作るため、税制と 責任を明確にする。 <行政>